

答申書

令和4年6月 日

井原市上下水道運営審議会

1 はじめに

井原市の水道事業及び簡易水道事業は、安心して安全な水を安定的に供給することを通じて、地域の公衆衛生の向上や生活環境の改善、産業の発展など社会全体を支える重要な役割を果たしてきました。

しかし近年では、人口減少の進展や節水機器の普及などから水需要は減少し、水道料金収入は減少傾向にあり、さらに、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進み、その更新や耐震化に多大な費用が必要となるなど、事業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。

このような背景から、井原市は、長期的な事業経営の基本計画である「井原市水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を、令和3年3月に策定し、更なる経営の効率化、経営基盤の強化に取り組むこととしました。

経営戦略の中で示された、井原地区の水道事業と芳井・美星地区の各簡易水道事業を統合した場合の収支予測では、統合初年度から単年度収支はマイナスであり、6年後には資金残高もゼロになるという非常に厳しい内容であり、今後も事業を継続していくためには、水道料金の改定が不可欠であるとし、令和3年10月3日に「水道料金及び加入負担金の改定について」の諮問書が市長から本審議会に提出されました。

爾来、計5回の審議会を開催し、市民生活や社会経済活動にとって欠くことのできない水道事業及び簡易水道事業を安定的に未来に引き継いでいくため、また、住民生活への影響についても深慮を巡らせた上で、料金改定についての審議を慎重に進めてきました。

その結果を、審議過程において出された意見も含め次のとおり答申するので、今後の事業運営に十分に活かされるよう要望します。

2 答申事項

(1) 事業統合に併せた料金統一と料金改定

答申

水道事業と簡易水道事業を統合し、水道料金についても統一すべきである。

また、将来にわたって安定的な事業経営を継続するためには、最低限の料金改定（引上げ）はやむを得ないと判断する。

説明

この度の水道料金の改定にかかる諮問は、「①水道事業と簡易水道事業の統合及びそれに伴う料金統一」と「②今後の事業経営を見据えた料金改定（引上げ）」という2つの検討課題を含むものである。

まず①について、井原市の上水道及び簡易水道の水道料金は、市町村合併時も改定が行われず、据置きの状態が続いている。これは、合併時の協議において、水道料金については「当分の間現行のまま」とし、芳井・美星地区の簡易水道施設の更新及び高度化に取り組んだ後に検討するとされたためである。

その後、国の補助事業を活用した両地区の簡易水道施設の整備が平成30年度に完了したことから、井原市は令和元年度から2年度にかけて経営戦略を策定した上で、水道事業と簡易水道事業の統合と水道料金の統一について検討を進めている。

一般的に簡易水道は、事業規模が小さいことから経営基盤が脆弱であり、事業継続のためには、上水道との統合や広域化による効率的な経営体制の確立が必要とされている。井原市においては、簡易水道施設の更新及び高度化が完了し、上水道区域と同水準の水道水の安定供給の体制が整ったことから、本審議会においても、1市1水道に向け事業統合を進める必要があると判断した。

また、事業統合した場合の水道料金のあり方についても審議を重ねたが、1市1水道とした場合は、原則として水道料金も統一すべきであり、また、同水準の水道水の対価である水道料金は同一でなければならないことなどから、水道料金についても統一する必要があると考える。

次に②については、給水人口の減少等により水道料金収入が減少する一方で、水道施設等の計画的な更新を進め、将来にわたって安定した事業経営を継続するためには、水道料金収入の一定水準の確保が必要であると認められることから、最低限の料金改定（引上げ）はやむを得ないと判断した。

(2) 料金改定率

答申

経営戦略で井原市が示す15.8%の料金改定率を妥当と判断する。

ただし、最低限の改定率に留めているため、今後においては料金改定の検討を定期的(5年毎程度)に行うことが必要である。

説明

まず、経営戦略に示された15.8%の料金改定率について審議を行った。

この改定率は、水道事業と簡易水道事業を統合した上で水道料金も統一した場合の収支予測から、統合後5年間の算定期間とする総括原価(営業費用・支払利息・資産維持費の総額)を求め、これと同等の給水収益を確保するために必要な改定率である。

ただし、15.8%の料金改定だけでは算定期間中の健全経営は可能なものの、経営戦略の目標年度である令和11年度末時点において安定経営の指標とされる1年間の給水収益相当の資金残高(5億円)を確保することができないため、企業債の追加発行により対応することとしている。

水道料金は、「独立採算の原則」「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」の観点を踏まえ、事業運営に必要な経費を賄う範囲で低廉かつ公平なものでなければならない。また、水道料金は、給水サービスの対価であることから、事業の能率的経営を前提とするものであり、健全な運営を確保することができるものでなければならない。

こうした基本原則に基づき審議を進める中で、「更なる経営の合理化や事業の見直しにより改定率を低く抑えることができないか」「耐震化に係る事業は必要か」などの意見も出され、経営戦略中の投資計画の内容や経営の効率化に係る計画の提出なども求めた上で、慎重に検討を行った。

さらに、令和3年3月に示された井原市第2期人口ビジョンの将来推計を用いた改定率の試算を行ったほか、類似団体と比較して企業債残高が多いことを鑑み、後世の負担を軽減するため改定率の更なる引上げについても検討を行ったところである。

これらを総合的に勘案し、本答申においては、引上げに伴う住民生活への影響を可能な限り低く抑える必要があると考え、料金改定率については、市が示す15.8%の引上げを妥当と判断した。

ただし、今回の改定率は最低限の引上げに留めているため、今後においては料金改定の検討を定期的(5年毎程度)に行うことが必要である。

(3) 料金体系

答申

料金体系については、現行の上水道の用途別料金制に統一した上で、基本料金は据置き

とし、超過料金を15.8%の改定率に基づく単価に設定することが妥当と考える。

また、基本水量についても、現行の上水道の基本水量10m³に統一すべきと考える。

説明

井原市の上水道の料金体系は、一般用と浴場営業用との2つの区分による用途別料金制を採用しており、基本水量付の基本料金と単一の超過料金を設定している。また、芳井・美星地区の簡易水道についても、用途別区分は設けていないが、基本水量付の基本料金と単一の超過料金を設定している部分は、上水道と同様である。

(参考) 上水道の料金体系

(税込)

種別	用途	基本料金 (1月につき)			超過料金 (1立方メートルにつき)
		水量	単位	料金	
専用栓	一般用	10	立方メートル	1,540円	154円
	浴場営業用	100	〃	7,700円	77円
共用栓	一般用	10	〃	1,540円	154円

(参考) 簡易水道の料金体系

(税込)

簡易水道別	基本料金 (1月につき)			超過料金 (1立方メートルにつき)
	水量	単位	料金	
中央簡易水道	10	立方メートル	858円	83.6円
種花滝簡易水道	8	〃	638円	72.6円
川町簡易水道	8	〃	429円	51.7円
高原簡易水道	5	〃	753.5円	146.3円
美星簡易水道	10	〃	2,750円	220円

ア 料金体系の見直し

料金体系については、現在井原市が採用している用途別料金制と、水道メーターの口径に応じて料金を定める口径別料金制に大別される。

料金体系の見直しにあたり、まず、口径別料金制への変更について検証を行ったが、井原市では13mmの口径が全体の約93%を占めており、口径別料金制を導入した場合は、13mmを超える大口の事業所などに負担が大きく偏ることが懸念されるため、現行の用途別料金制を継続すべきと判断した。

また、上水道においては約40年ぶりの料金改定になるため、料金体系まで変更を行うことは使用者である市民の混乱を招く恐れがあり、これを回避するためにも現行の料金体系を継続することが妥当と考える。

イ 基本料金及び超過料金

井原市の上水道の水道料金は、 10 m^3 ／月を基本水量とし、基本料金は $1,400$ 円（税別）、超過料金は 1 m^3 当たり 140 円（税別）であり、 1 m^3 当たりの単価はともに 140 円（税別）である。令和2年度決算における給水原価（ 1 m^3 当たりの水の製造単価）が 155 円であることから、多くの使用者が給水原価より低い料金で水道を使用している状況である。

基本料金（口径 13 mm 、使用水量 10 m^3 ／月で換算）を県下 15 市で比較すると6番目に低い料金設定であり、概ね妥当な水準であると考えるが、超過料金については、使用水量によって料金単価を引き上げる逡増方式を採用していないことなどから、他市と比較すると大口使用者の料金負担が軽い傾向が見受けられた。

また、基本料金収入と超過料金収入の割合は、一般的に4対6程度が理想的な割合とされているが、井原市の現状は約5対5となっており、4対6程度の割合になるまで基本料金の引下げ又は超過料金の引上げが必要であると考えた。

これらの問題点を踏まえ、料金改定案を複数作成し、小口使用者（一月当たりの使用が 10 m^3 以下）、中間使用者（一月当たりの使用が 11 m^3 以上 20 m^3 以下）、大口使用者（一月当たりの使用が 21 m^3 以上）ごとの影響を比較・検討した。

まず、基本料金については、引上げは事業の経営上安定的な収入確保につながるが、使用者の約7割を占める小口・中間使用者の負担感の増大を招くこととなる。また、現状からの引下げは、安定的な事業経営を継続することが困難になるため、基本料金については据置きとすることが妥当と判断した。

次に、超過料金については、基本料金を据置きとした場合、必要となる料金改定分が全て転嫁されることとなり使用水量が多い使用者ほど改定率が高くなる。各使用者の改定率の平均が 15.8% になるよう超過料金を設定した場合、小口使用者は基本料金を据置くので料金改定の影響を受けないが、大口使用者の中には最大 30% 程度の引上げとなる者も想定される。

この点について本審議会は、先述のとおり、現行の料金設定は大口使用者の負担が軽い傾向が見受けられるので、改定後の大口使用者の水道料金を県下 15 市で比較し過度の負担増ではないことを確認した上で、小口・中間使用者との公平性を確保するためやむを得ないと判断した。

以上を踏まえ、基本料金を据置きとし、超過料金を 15.8% の改定率に基づく単価に設定することが妥当と考える。

ただし、大口使用者の負担が大きく増加することから、段階的な引上げなどの配慮を求める意見や、昨今のコロナ禍による影響など社会情勢を考慮した適切な対応が必要との意見もあった。

ウ 基本水量

基本水量制とは、一定の水量の範囲内では使用水量に関わらず定額の基本料金のみを負

担とするものであり、一定量の水使用を促すことによる公衆衛生の向上や、政策的配慮として生活用水に係る料金を低廉に抑える目的がある。

現在は、井原地区の上水道の基本水量は10 m³/月、芳井・美星地区の簡易水道では5～10 m³/月となっており、基本水量の設定は地区によって様々である。

水道料金を統一した場合は、基本水量についても同様に統一する必要がある、井原市の令和2年度における水の使用実績は、1人当たり7.7 m³/月、1戸当たり18.2 m³/月であることから、本審議会は、基本水量を10 m³/月と設定することを妥当とし、現在の下水道の基本水量10 m³/月に統一すべきと考える。

(4) 改定方法（段階的な引上げ・引下げ）について

答申

一律に3年で段階的に改定すべきと考える。

説明

複数年をかけて段階的な料金改定を行う必要性と、その方法について検討を行った。

委員からは、「今後の安定的な事業継続のためには段階的な改定はすべきでない」「引上げの影響が大きい芳井地区は5年で改定すべき」「引下げとなる美星地区は1年で行うのが一般的」など、今後の事業運営や各地区への配慮に基づく多くの意見が挙げられた。

住民負担に対する激変緩和策として、段階的な料金改定を実施することについては概ね同意を得られたものの、特に大幅な引上げとなる芳井地区への配慮を求める声が多く、各地区ともに同一の改定期間にするか否かについての意見の集約は困難を極めた。

本審議会では、この度の料金改定は1市1水道を目指す中で取り組むものであり、その過程（進め方）についても1つのルールで取り組むべきであると考え、3地区とも一律に3年で段階的に改定すべきと判断した。改定期間の3年については、井原市から提示された資料による段階的に料金改定を行った場合の減収見込額を踏まえたものである。

なお、3年で料金改定を行った場合、令和11年度末時点の資金残高目標である5億円が約3億2千万円まで減少することとなるため、経営戦略で掲げた施策を持続的かつ効果的に推進するとともに、施策の進捗状況や目標の達成状況をPCDAサイクルにより定量的に評価・分析し、常に経営状況の適切な把握に努めることが求められる。

(5) 改定時期について

答申

令和5年4月1日からの改定が妥当と判断する。

説明

水道料金の改定時期については、水道事業と簡易水道事業の統合及び料金改定を速やかに進める必要があることから、事務手続き上、現時点で最短と考えられる令和5年4月1日からの改定が妥当と判断する。

なお、令和5年2期分（4・5月使用分）から新たな料金表の適用を行う経過措置を設けることが望ましい。

(6) 水道料金表（案）

答申

水道料金表（案）を以下のとおり示す。

《**現行**》 (税込)

種別	用途	基本料金（1月につき）			超過料金（1立方メートルにつき）
		水量	単位	料金	
専用栓	一般用	10	立方メートル	1,540円	154円
	浴場営業用	100	〃	7,700円	77円
共用栓	一般用	10	〃	1,540円	154円

備考 消火用水は、無料とする。ただし、私設消火栓の基本料金は、1月770円とし、一消防演習その他臨時に使用した場合は、10分ごとに770円を徴収する。



《**改定後**》水道料金表（案） (税込)

用途	基本料金（1月につき）			超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	単位	料金	
一般用	10	立方メートル	1,540円	<u>202</u> 円
浴場営業用	100	〃	7,700円	<u>89</u> 円
私設消火栓	—	—	770円	—

備考 消火用水は、無料とする。ただし、一消防演習その他臨時に使用した場合は、10分ごとに770円を徴収する。

説明

- ・種別区分は不要と考える。
- ・※共用栓とは、主に公園や集会所等に設置されるものであり、管理上の区分としては必要であるが、料金上の区分としては不要であるため。
- ・浴場営業用及び私設消火栓の基本料金については、一般用と同様に据置きとする。

- ・浴場営業用の超過料金については、一般用と同様に、改定率15.8%に基づく単価に設定した。

(7) 加入負担金について

答申

水道料金の統一に併せて、加入負担金についても統一し、以下の料金表に令和5年4月1日から改定することが妥当である。

(税込)

	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
現行(上水道)	132,000	264,000	528,000	1,320,000	1,980,000	4,356,000	7,920,000
改定(案)	88,000	176,000	352,000	880,000	1,320,000	2,904,000	5,280,000

説明

井原市の加入負担金については、水道料金と同様に、合併前の井原市・芳井町・美星町でそれぞれ定められた金額をそのまま引き継いでおり、地区間で最大5倍の格差が生じていることから、水道料金の統一に併せて統一すべきであると考える。

次に、今後の加入負担金のあり方について検討を行った。加入負担金制度導入当時は市内水道施設の拡張期であり、加入負担金をその後の拡張事業の財源とする目的があったが、施設が整い水道普及率も向上した現在は、拡張から維持管理の時代に移行したと考えられる。そのため、今後の加入負担金については、老朽管更新(配水管布設替)に必要な経費のみを原価に算出すべきであり、前述の改定(案)程度の金額とすることが妥当であると考えられる。

なお、いずれの地区においても加入負担金が引下げになることから、段階的な対応をとらず、一律に令和5年4月1日から改定することが妥当である。

(8) 付帯意見

① 料金改定にあたっての注意事項

- ・使用者等への周知を図り、理解を求めること。
- ・昨今のコロナ禍が社会全般に及ぼす影響を十分考慮すること。

② 経営健全化への取組みについて

- ・施設の更新や耐震化などの事業は多額の費用を伴うため、費用対効果を十分に検討し、適正に実施すること。
- ・上水道と簡易水道の事業統合後は、経営基盤の強化を図るため施設の合理化・統廃合を推進すること。岡山県広域水道企業団から受水している美星簡易水道の竜王配水池と、上水道の給水区域である野上地区の配水池を接続する第4次拡張事業は、施設面の一体化とともに動力費や維持管理費などの削減効果が期待できるので実施に向け検討すること。

3 おわりに

水道は市民の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。

これからも市民に信頼される水道であり続けるために、健全な経営を維持しながら、水道の使命である安全・安心な水道水の安定供給に努められたい。

以上

■井原市上下水道運営審議会

(会 長) 堤 行彦

(副会長) 久安 憲男

(委 員) 石井 理恵子
沖久 教人
河合 謙治
佐藤 須賀則
多賀 寿江
鷹家 克孝
長谷川 美佐子
平本 英夫
藤田 従道
細羽 敏彦

(委員については五十音順)